

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 10 月 25 日、令和 6 年度木古内町一般会計補正予算（第 6 号）を別紙のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

令和 6 年 12 月 12 日提出
木古内町長 鈴木 慎也

令和6年度木古内町一般会計補正予算（第6号）

令和6年度木古内町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,517,549千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月25日専決

木古内町長 鈴木慎也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳 入 合 計		4,517,549	0	4,517,549

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		582,267	△1,620	580,647
	1 総務管理費	535,280	△1,620	533,660
10 教育費		263,451	1,620	265,071
	3 中学校費	31,448	1,620	33,068
歳出合計		4,517,549	0	4,517,549

令和6年度 木古内町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
歳入合計	4,517,549	0	4,517,549

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	582,267	△1,620	580,647				△1,620
10 教育費	263,451	1,620	265,071				1,620
歳出合計	4,517,549	0	4,517,549				0

(一般 5)

3 歳 出

2 款 総務費 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	221,521	△1,620	219,901				△1,620
節		説 明					
区分	金額						
24 積立金	△1,620	財政調整基金積立金					

10 款 教育費 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 教育振興費	7,495	1,620	9,115				1,620
節		説 明					
区分	金額						
7 報償費	1,620	各部活動・大会参加報償費					